

ＩＣＴ活用モデル工事及び簡易型ＩＣＴ活用モデル工事の 建設部発注方針について

- ＩＣＴ活用モデル工事及び簡易型ＩＣＴ活用モデル工事（以下、「ＩＣＴ活用モデル工事等」）におけるＩＣＴ土工及びＩＣＴ舗装工の発注基準については以下のとおりとする。

- ・ ＩＣＴ土工：一般土木Ａ級に発注する土工量 3,000m³ 以上の場合は、原則、発注者指定型を適用
- ・ ＩＣＴ舗装工：舗装Ａ級または一般土木Ａ級に発注する舗装（路盤工）面積 3,000m² 以上の場合は、原則、発注者指定型を適用

表－１　ＩＣＴ土工、ＩＣＴ舗装工

工種	等級	土工量（舗装面積）		
		3,000m ³ (m ²) 未満	3,000m ³ (m ²) 以上 5,000m ³ (m ²) 未満	5,000m ³ (m ²) 以上
土工 （一般土木）	Ａ級	受注者希望型	発注者指定型 （簡易型ＩＣＴ）	発注者指定型 （ＩＣＴ）
	Ｂ級	受注者希望型		
	Ｃ級			
舗装工 （一般土木 または舗装）	Ａ級	受注者希望型	発注者指定型 （簡易型ＩＣＴ）	発注者指定型 （ＩＣＴ）
	Ｂ級	受注者希望型		
	Ｃ級			

※ 施工箇所が点在する場合は、発注単位でなく、個別の施工箇所の土工量等で判断する。

- ＩＣＴ土工及びＩＣＴ舗装工以外のＩＣＴ工種については、従来どおり規模の大きい案件で発注者指定型を適用する。
- 発注者指定型としない工事については、原則、受注者希望型を適用する。
ただし、秋田県ＩＣＴ活用モデル工事实施要綱に記載のある対象工種の施工がない工事については除く。
- ＩＣＴ活用モデル工事等として発注していない工事において、受注者からＩＣＴ活用の希望があり、受発注者間の協議が整った場合は、ＩＣＴ活用モデル工事等として事後設定できるものとする。なお、ＩＣＴ活用モデル工事等設定後は、受注者希望型と同様の扱いとする。